

# 1:補助金・税制・融資等支援一覧

区分	制度	対象		実施機関	所管省庁	備考
補助金	省エネルギー型建設機械導入補助事業(地球温暖化対策)	低燃費型(3つ星以上)のICT・ハイブリッド・電気駆動の建機	購入	(一財)製造科学技術センター	経済産業省	ICTとのセット販売された建機本体 ※H29予算:14.1億円 ※H30予算:12.7億円 ※H29.12時点執行率は70%未満 ※H28年度は768件
	サービス等生産性向上IT導入支援事業	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他	購入	民間団体等 〔事務局〕 公募中 (1/19~2/15)	経済産業省	ソフトウェアのみ ※H28補正:100億円ICT土工のソフト導入にあたっての活用実績 →208件(1次公募分) ※H29補正:500億円
	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業	生産性向上に資する投資計画	購入	全国中小企業団体中央会	中小企業庁	投資計画に記載した機械設備等(建機本体の購入は除く) ※H28補正:763億円 ※H29補正:1000億円
税制優遇	生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税	導入促進計画を策定した市町村	中小企業庁	先端設備等導入計画を市町村に認定された機械設備等
	市町村					
	中小企業等経営強化法	法人税、所得税、法人住民税、事業税	国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税)	※H29末時点 経営力向上計画を認定件数 →1000件以上		
	中小企業経営強化税制		建設機械、情報化施工機器等			
中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等					

平成29年度補正予算案額 **500.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性の向上を図ることが必要です。特に、我が国GDP及び地域経済の就業者の約7割を占めるサービス産業(卸小売、飲食、宿泊、運輸、医療、介護、保育等)等の生産性の底上げが非常に重要です。
- 生産性向上にはIT投資が有効ですが、①資金面、②ITリテラシー不足等により、浸透が遅れていると指摘されています。
- しかし、近年の技術進歩により、業種別の特性に応じた操作性・視認性・価格に優れたITツール(財務会計等の業務を抜本的に効率化するツールや、飲食業や小売業が直面する税率を含む会計処理の対応や商品管理などを効率的に行えるツール等)が登場し、様々な業種・業態における利用ポテンシャルが高まっています。
- こうしたITの導入支援にあたり、単なる導入支援のみではなく、IT事業者と中小企業・小規模事業者間の情報の非対称性を是正するため、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、効果の高いツールの見える化、ノウハウの集約と横展開を行うプラットフォームの構築を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。


### 成果目標

- 本事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

- 中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行います(補助額:15万円~50万円、補助率:1/2)。
- 想定する主なITのイメージは、以下のとおりです。
  - ① 簡易税務・会計処理
  - ② POSマーケティング
  - ③ 簡易決済
  - ④ 在庫・仕入れ管理
  - ⑤ 顧客情報管理・分析 等
 (参考) ITの利用イメージ
 
- 導入支援にあたっては、
  - 1) IT導入を経営改革に着実に繋げる観点から、申請時に生産性向上計画の作成・提出を求め、各社の成長戦略(事業課題、将来計画等)とIT等の導入設備の必要性について明確化します。
  - 2) データ連携が可能なITツールの効果を最大限引き出すためのサポートや、事業終了後もフォローを行う体制を整備します。
  - 3) ITツールを導入した成果(労働生産性の向上率等)について、国への報告を義務付けます。あわせて、こうした成果に基づき、ITツール及び当該ツールを提供したIT事業者の評価を行い、原則としてHP等で公開することとします。成果の評価に際しては、ローカルベンチマークの指標も活用し、また、業種毎の特性も加味することとします。
  - 4) この他、おもてなし規格認証や、第三者による生産性向上計画の作成支援、セキュリティ対策への配慮等を盛り込むなど、サービス産業等の生産性向上施策等との連携を図ります。
  - 5) 併せて、本事業を通じて得られた生産性向上の好事例やノウハウを集約して横展開を進めていくためのプラットフォームを構築し、全国の中小企業・小規模事業者に対して、広報・普及等を行います。

## 平成29年度補正予算案額 **1000.0億円**

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることが必要です。
- 中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 2020年度までの集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、本予算等による重点支援を行います（固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者について、その点も加味した優先採択を行います）。

#### 成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。



### 事業イメージ

#### 1. 企業間データ活用型（補助上限額：1,000万円/者※、補助率2/3）

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】A社	1000万円		
B社	1000万円	+	200万円×3 = 600万円
C社	1000万円		（連携体内で配分可能）

#### 2. 一般型（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）※

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

※ 平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

#### 3. 小規模型（補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2/3、その他1/2）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

- 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ（1～3共通）

# 4:「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」投資モデル

## 対象事業

ICT関連機器の購入に関して補助がでます。

※建設機械本体の補助対象の可否は、具体例をもって補助金事務局に確認することになります。

## 対象者

補助対象には等級区分：一般土木C・Dクラスの企業が当然含まれます。

認定支援機関（銀行等）の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たす者。

➢ 生産プロセスの改善を行い、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

## 事業概要

対象経費の区分		ICT関係の補助の対象	補助上限額	補助率
企業間データ活用型	複数企業が連携し申請	・ICT測量機器購入費 ・ICT関連ソフトウェア購入費 ・後付けマシンガイダンス（MG）用機器購入費 ・ICT関係専門家経費 他	1,000万円	3分の2
一般型	企業が単独で申請		1,000万円	2分の1
小規模型	企業が単独で申請		500万円	（小規模事業者） 3分の2 （その他） 2分の1

注1) いずれの型も専門家を活用する場合、補助上限額が30万円上乗せされる。

注2) 企業間データ活用型について企業の連携は10者まで。補助上限額は「200万円×参加企業数」まで上乗せされ、その金額は参加企業内で任意に配分可能。

### ◆最高補助率が活用できるパターン / 企業間データ活用型

2者が連携し3D起工測量・3D設計データ作成等に必要な機器を購入

(測量会社A社) トータルステーション	525万円
3Dレーザースキャナー	1,200万円
3D点群処理ソフト	150万円
(施工会社B社) 3D設計データ作成ソフト	100万円
後付けMG用機器	1,000万円
GNSSローバー	625万円
小計	3,600万円
補助額	測量会社A社分の3分の2 $\Delta 1,250$ 万円 施工会社B社分の3分の2 $\Delta 1,150$ 万円
小計	$\Delta 2,400$ 万円
自己負担額（2社分）	<b>1,200万円</b>

※補助上限額は1,000万円であるが、企業間データ活用型で申請することで200万円×2者分 補助上限額が上乗せされる。なお、上乗せされた400万円はA・B両方で任意に分配できる。

### ◆補助上限額を活用できるパターン / 一般型

1者が後付けマシンガイダンス（MG）用機器を購入

(施工会社C社) 後付けマシンガイダンス(MG)用機器	1,000万円
補助額	施工会社C社の2分の1 $\Delta 500$ 万円 （※補助上限額1,000万円）
自己負担額	<b>500万円</b>
1者が3D起工測量に必要な機器を購入	
(測量会社D社) 無人航空機搭載型レーザースキャナー	2,000万円
3D点群処理ソフト	150万円
小計	2,150万円
補助額	測量会社D社の2分の1 $\Delta 1,000$ 万円 （※補助上限額1,000万円）
自己負担額	<b>1,150万円</b>

## 補助実績

平成28年度 申請数15,547件、採択数6,157件（内、建設ICT関係34件）

注) 上記はあくまで例示でありこの投資モデルが採択を保証するものではありません。過年度事例と同じストーリーでは採択されにくい場合もあります

## 5:革新的ものづくり支援補助金採択事例

### 平成27年度補正による建設関係を抽出

No.	事業計画名	認定支援機関名
1	最新型測量機器を活用した建設現場の生産性向上と競争力強化	○地方金融機関 ○地方商工会議所 など
2	IoTを活用した先進的な土木施工管理システムの開発	
3	情報化施工機器の導入と若年層人材を確保育成できる新体制の構築	
4	「3Dマシンガイダンスシステム」導入・活用による工期短縮、コスト削減	

### 平成28年度補正による建設関係を抽出

No.	事業計画名	認定支援機関名
1	3次元データの自社作成による施工効率化	○地方金融機関 ○地方商工会議所 など
2	3次元測量設計及び施工を主力とした自社内一貫ICT工事の提供	
3	土木工事へICT搭載建機の最適投入と大規模工事の効率化の実現	
4	IT技術導入による「i-Construction」システムの構築	
5	3D設計ソフトとITを利活用した工程管理による 総合建築サービス	
6	i-Constructionを実現するドローン等を使った赤外線探査システムの実用化	
7	UAV・3D測量導入を契機とした未来型IoTマネジメント推進	

●平成27年度補正:採択案件7714件中、建設関係のICT活用に関わる案件が4件  
(情報化施工、IoT活用を含む。)

●平成28年度補正:採択案件6157件中、建設関係のICT活用に関わる案件が7件

### 「補助金」 サービス等生産性向上IT導入支援事業

#### お問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省商務情報政策局サービス政策課  
TEL:03-3580-3922

#### IT導入補助金ホームページ(事務局公募)

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k180119002.html>

### 「補助金」 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

#### お問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省中小企業庁経営支援部技術・経営革新課  
TEL:03-3501-1816

#### ものづくり補助金ホームページ(事務局公募)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180105mono.htm>

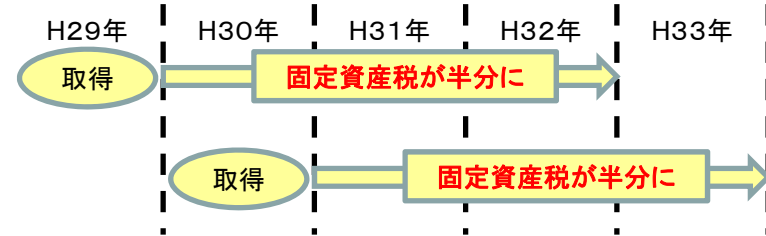
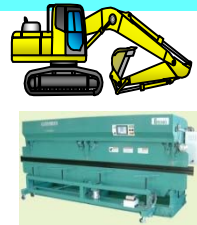
# 7: 中小企業等経営強化法による支援①概要

平成28年7月施行の「中小企業等経営強化法」により、中小企業等が取り組む「経営力向上計画」が認定されると、以下の支援を受けることができます。 (※計画の認定は、各種支援が受けられることを保証するものではありません)

- 生産性を高めるための機械及び装置を取得(平成31年3月31日まで)した場合、固定資産税(地方税)が3年間半分に減免されます

例: バックホウや金属板の動力折曲機を購入

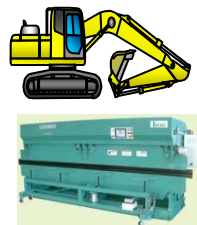
経営力向上計画の策定・認定  
(バックホウや動力折曲機を  
導入することで生産性が向上し、  
もって経営力向上)



- 法人税、所得税、法人住民税、事業税の減免措置(中小企業経営強化税制)も適用出来ます。

例: バックホウや金属板の動力折曲機を購入

経営力向上計画の策定・認定  
(バックホウや動力折曲機を  
導入することで生産性が向上し、  
もって経営力向上)



個人事業主、資本金3千万円以下

**即時償却又は税額控除10%**

資本金3千万円超1億円以下

**即時償却**

- 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等を受けることができます

例: 新たな商品・サービス開発の資金調達に融資を利用

経営力向上計画の策定・認定  
(商品やサービスを開発し  
新たな販路拡大による収益向上に  
よって経営力向上)

**商工中金による低利融資を受けやすくなります。**

※ この他にも保証枠拡大等の金融支援が有り

(※) 経営力向上計画がH29補正予算のIT導入補助金やものづくり補助金の審査加点要素となるかについては、現時点では不明です。

# 8: 中小企業等経営強化法による支援②固定資産税減免

□ 国税、地方税の減免をうけるために「経営力向上計画」の認定を受ける必要がある。

中小企業等経営強化法	
期 間	～H31.3末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主 ※経営力向上計画の認定
対象設備	160万円以上の機械及び装置であること
	経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（生産性が年平均1%以上向上する設備等）
優遇内容	固定資産税
	固定資産税の課税標準を <b>3年間1/2に軽減</b>
その他	<その他の支援措置> （法人税）中小企業経営強化税制に基づく法人税減免（別途紹介） （金融）政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等
制度紹介HP	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html</a>

## 【手続きの概要】

**国**  
(事業分野別の主務大臣)

申請 ↑ ↓ 認定

経営力向上計画

**中小企業者等**  
(中小企業・小規模事業者  
中堅企業)

- 【支援措置】**
- ▶ 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
  - ▶ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
  - ▶ 認定事業者に対する補助金における優先採択

➡ **後述の中小企業経営強化税制で詳説**

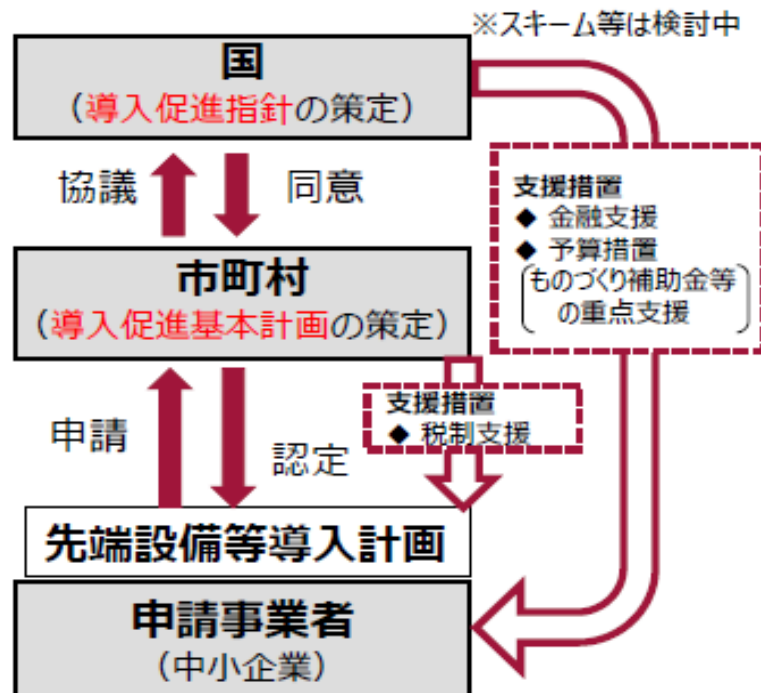
- 経営革新等支援機関**
- 例
- ・商工会議所・商工会・中央会
  - ・地域金融機関
  - ・土業等の専門家 等

利用する支援措置(税制・金融)に応じて、その提供者(経営革新等支援機関)に相談可能



## □ 経営強化法に基づく固定資産税減免1/2→ 課税ゼロに減免 (法律成立の場合)

**改正概要** 【適用期限：平成32年度末まで】  
 【生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)】



対象者 ※1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり      ※2 市町村内で地域指定がある場合あり  
 ※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く      ※4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

# 10: 中小企業等経営強化法による支援③法人税減免

□ 「経営力向上計画」の認定により、固定資産税減免の他、法人税減免を受けられる。

中小企業経営強化税制／	
期 間	～H31.3末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主
対象設備	機械装置(160万円以上)→ <b>建設機械等</b> 、ソフトウェア(70万円以上)、 器具備品・工具(30万円以上)→ <b>測量機器等</b> 、建物付属設備(30万円以上) 最新設備を導入する場合（A類型） 利益改善のための設備を導入する場合（B類型）
優遇内容	個人事業主、資本金3千万円以下 <b>即時償却</b> 又は <b>税額控除10%</b> 資本金3千万円超1億円以下 <b>即時償却</b>
対象設備要件	<p>&lt;対象設備の要件&gt;</p> <p>A類型 最新モデルであること、<b>生産性が年平均1%以上向上</b>していること</p> <p>B類型 投資利益率が5%であること</p> <p style="text-align: right;"><b>設備のメーカーの所属する団体が証明書を発行</b></p>
制度紹介HP	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html</a>

## 【手続きの概要】

